

## 今月のコンテンツ

- マイナンバー特集 ~マイナンバー講座その 1~
- 今後どう動くかに注意!
- 「多様な正社員」の活用
- 障害者雇用納付金制度
- ビジストの縁めぐり
- ビジストスタッフの非日常...大西・磯部・平井

## 今年マイナンバー元年

平成 25 年 5 月マイナンバー関連4法案が国会で成立し、いよいよ今年からマイナンバー制度(社会保障・税番号制度)の運用が開始されます。でも、マイナンバー制度については、まだまだ巷の話題程度に受け止められているのではないのでしょうか?従業員のマイナンバーを取り扱うことなるお客様にとっても、私達、社会保険労務士事務所にとっても巷の話題では済まなくなりました。

- ・マイナンバーって何?
- ・何のために導入されるの?
- ・マイナンバーはいつから誰がどんな場面で使うの?
- ・マイナンバーは安全?他人に知られたら、財産やプライバシーが侵害される怖れはないの?

まだまだ、このような疑問点が多いのが実情ではないでしょうか。ビジストではマイナンバー元年にあたり、以下の予定で、お客様と共にマイナンバーの疑問点解消と課題に対する解決策を導く準備を始めました。皆様のマイナンバー対応を全力でサポートいたします!

マイナンバーサポート 1  
ビジストNews(マイナンバー講座)の連載

今後のビジスト NEW 掲載予定

- 3月号 その2~ マイナンバーの利用について  
特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン  
(事業者編)の解説
- 4月号 その3~ マイナンバー制度運用開始に伴う懸念

## 編集こぼれ話

新年ムードも去り、2 月に入りました。2 月は旧暦で「如月」と呼ばれていますね。名前の由来には諸説あるようですが、まだ寒さが残っているので「衣(きぬ)を更に着る月」であることから「衣更着(きさらぎ)」となったという説には大いに納得してしまいます。旧暦の 2 月といえば今の 3 月頃。早く厚いコートとさよならしたいのに、なかなか手放せないもどかしさを例年味わっています。季節の変わるスピードを楽しむ余裕を今年は持ちたいです!

マイナンバーサポート 2  
ビジストオリジナルセミナーによる解説

コンプライアンスの視点により、セミナー形式で説明会を開催します。

~セミナー開催スケジュール~

- 5月末 中小企業におけるマイナンバー利用時の課題と解決策について
- 6月末 中小企業における個人情報保護の取組みについて
- 場所:ビジストセミナールーム
- 定員:20名様
- 費用:5,000円(顧問先企業様は2名様まで無料)
- 詳細なご案内はビジストNews4月号により告知させて頂く予定です。

平成28年1月から、  
社会保障、税、災害対策の行政手続で  
マイナンバーが必要になります。



マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。



**【年度更新・算定基礎届の手続き承ります】**  
年に一度の2大手続きをビジストが代行いたします!  
年度更新と算定基礎届のセット割引もごさいませ。  
お気軽にお問合せ下さいませ。

さて、ゆっくりと移り行く四季とは裏腹に、社会は実に目まぐるしく変化していきます。今号の見出しでお伝えしている「マイナンバー制」もその一つ。国民一人ひとりに丁寧な説明もないまま実用が開始され、実際に業務でナンバーを扱う段になってから慌てて社内体制を整える...ビジストのお客様にはこのような事態が起こらないようにマイナンバー対応について、最新情報と共に随時詳しくお伝えしてまいります。事前に知識をつけて、確実に安全にマイナンバーを取扱いましょう。ビジストスタッフも勿論ただ今勉強中。万全の体制で皆様をサポートいたします!(モリモト)

## マイナンバー講座～その1～ マイナンバー制度の概要について

マイナンバー制度とは、「社会保障・税番号制度」の略称で、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）です。これが、政府の国民に対する説明です。日頃お忙しい皆様へ内閣府ホームページを参照して、解りやすくまとめてみました。

### ●マイナンバーって、何？

住民票を有する全ての人に付番される数字12桁の個人番号（以降「マイナンバー」と言います。）成年者だけでなく赤ちゃん、子供にも付番されます。12桁のマイナンバーは婚姻等による転籍があっても、一生変わりません。

日本国籍を有する人だけでなく中長期在留者、特別永住者等の外国人にも付番されます。個人番号は市区町村から住民票の住所に郵送で通知カードにて送られてきます。住民票の住所に住んでいない方は要注意。希望者にはマイナンバーカードが交付。券面には、氏名、住所、性別、生年月日、個人番号が記録されます。希望者には、顔写真の表示が可能。マイナンバーカードは本人確認に利用できます。

### ●マイナンバーはいつから使えるの？

#### ・平成27年10月

住民票に記載された世帯の住所宛に通知カードが郵送され、各個人毎の数字12桁の個人番号が通知されます。

#### ・平成28年1月

社会保障（各種資格取得、児童手当等の現況届け等）、税（源泉徴収票への記載、年末調整等）、災害対策の行政手続きにはマイナンバーが必要になります。

マイナンバーは社会保障・税・災害対策以外の用途で使われることはありません。今後の用途として、健康保健の保険証番号をマイナンバーにする。マイナンバーカードに本人の血液型、アレルギー、禁忌（飲んではいけない薬等）を記録して緊急時や災害時に参照する・・・等の利用構想が検討されていますが、正式決定されたものではありません。

### ●マイナンバーに関する法令・ガイドライン・指針等は？

マイナンバー関連4法案とは？

- ① 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案
- ② 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
- ③ 内閣法等の一部を改正する法律案
- ④ 地方公共団体情報システム機構法案

①は通称「マイナンバー法」として、平成25年5月に公布された、

マイナンバーに関する基本的な法律です。マイナンバーの定義、付番の方法、行政機関での取り扱い方法等を定めたものですから、私達民間事業者は、法律の中身まで精査する必要はなく、このような法律があるということを知っていれば良いでしょう。

### ●特定個人情報保護委員会とは？

マイナンバー法第36条に基づき、マイナンバーの適正な取り扱いを確保するために必要な措置を担う第三者機関として平成26年1月に内閣府の外局として設立。公正取引委員会、国家公安委員会と並んで独立性が高い、第三者機関です。

特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）の取り扱いに関する監視・監督（立ち入り調査、報告要求、指導、助言、勧告、命令などの権限の行使）、情報保護評価、広報、啓発、調査・研究、国際協力などを行います。公正取引委員会、国家公安委員会と並び、独立性の高い第三者機関です。

### ●特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン（事業者編）（以下「ガイドライン」と言います。）

このガイドラインは特定個人情報保護委員会により、昨年12月に確定、公表されました。

★ 法令・ガイドライン・指針等で重要なことの一つは、マイナンバー法67条～77条の罰則規定です。個人情報保護法と違い、**直罰規定（違反行為に対して監督省庁などの指導等のプロセスを経る事なく、即時に罰則が適用される（個人情報保護法は、指導に従わない場合に罰則が適用される間接罰方式））、両罰規定（従業員に対する違反行為に対して、違反者のみでなく法人等の事業主体にも罰則が適用される）**が規定されていることです。

私達民間事業者は、来年1月以降、マイナンバー制度を正しく理解して日常業務を遂行しないと、会社も従業員も処罰（罰金や懲役）を受けるリスクを背負うことになります。会社は重要な個人情報であるマイナンバーを適正に取扱うルール（内部規程）を作り、経営陣を含む全従業員がそのルールを遵守していれば、リスクは回避できます。それには、会社の経営戦略や業界内の位置付けを理解し身の丈にあった正しいルールを作り、ルールが作られた背景を理解し遵守する従業員の努力が不可欠です。

平成27年10月から、国民の皆さま一人一人にマイナンバー（個人番号）が、通知されます。

- ・住民票を有する全ての方に1人1つの番号（12桁）が通知されます。
- ・市区町村から、住民票の住所にマイナンバーの通知カードが送られます。住民票の住所と異なるお住まいの方は、注意してください。

マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。

- ・番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、マイナンバーは一生変更されません。



## 今後どう動くかに注意！

細谷 明子

年明けから日経新聞に連日労働制度改革に関するニュースが取り上げられたのをご存知の方も多いでしょう。私も二日続けて紙面のトップを飾ったのが私の業務に関することであつたため、安定政権が思い切ったことをやろうとしているのかな、と勘ぐりました。その、二日続けて…というのは、次のようなニュースです。

### 残業代を払わなくて良い社員は年収 1,075 万円以上を軸に



一つは、昨年から話題になっている、一定のレベルの従業員には労働時間の規制を設けないようにしようというものです。確かに労働の成果を

時間で計れなくなっている職種もあるのは事実ですから、経営者としては時間の縛りをやめてもらいたいというも分らなくはありませんね。しかし、この法改正は、年収 1,075 万円以上の会社員を想定していることが新聞記事から分かります。年収 1,075 万円以上となると、中小企業ではどのくらいの人を対象になるのでしょうか。あなたの会社では対象となる人が何人いますか？

### 介護休業を柔軟に分割取得できるように

突然話題になったという感じなのですが、厚生労働省が大きな変更を予定しています。

現在の介護休業は、対象家族 1 人に対して原則 1 回 93 日間

を限度に取得できる介護休業を、分割して取得できるようにしています。確かに昨年末頃から働き盛りの従業員を取り巻く大きな問題の一つとして、介護離職が取り上げられはじめていました。介護を担う年齢が 40 代～50 代と、まさに企業でも中核となる年齢層であるため、介護が離職につながらないよう、より柔軟な介護休業制度にするという狙いです。厚生労働省は今年 6 月までに法案をまとめ、2016 年に法改正、2017 年に施行を目指しています。余談ですが、介護のための休業がトータルでも 93 日間というのはどうなのでしょう。育児と違って介護はいつ終わるか分からないという点で、この期間に疑問を抱かれる方も多いのではないのでしょうか。



ここにきて、労働法制改革が続々…という感じですが、これはひとえに昨年末突然起こった解散劇により、ふたを開けてみると自民・公明与党が安泰という結果に終わったため、思い切って色々な改革をしようとしているのではないかと感じます。労働を取り巻く環境といえば、グローバル化により、世界と競っていかねばならないのは誰も止めることができない現実です。世界標準という名のもと、企業競争力を高めるための改革はこれからも行われるでしょう。細かな改正から大きな改革まで、これからの動きに注意しておきましょう。

## 「多様な正社員」の活用

尾崎 貴子

『多様な正社員』の言葉から、以前に「地域限定社員募集」の張り紙が某大手衣料品販売店のレジ前にあったことを思い出しました。

現在、『多様な正社員』を導入・運用している企業は 5 割に達しており、その理由として、「優秀な人材を確保するため」「従業員の定着を図るため」「仕事と育児や介護の両立支援の為」と言った事が挙げられています。

『多様な正社員』とは、一般的な正社員と比べ配置転換や転勤、仕事内容や勤務時間などの範囲が限定される正社員の事を指し多様な正社員の例としては

- ・全国転勤のない営業職
- ・限定された店舗で勤務する 販売スタッフ
- ・ディーラーなど特定の職務のスペシャリスト
- ・短時間勤務の事務職などがあります。



『多様な正社員』導入でのメリットとして

労働者にとってはキャリア形成の見通しの明確化やワークライフバランスの実現がしやすくなり、企業にとっては優秀な人材を確保し離職を防ぐ、定着させやすくする効果があります。

導入に際して雇用管理上の留意事項として、労働者に対する限定の内容を明示することが必要となります。限定の内容を書面明示し、限定内容が当面のものか、将来にわたるものかについても明示することで、転勤、配置転換などに関する紛争の未然防止のに有効となります。他の留意事項としては、多様な正社員への転換制度を設けることや、正社員との均衡処遇の検討等があります。詳しいことは以下のパンフレットをご参照下さいませ。

『勤務地などを限定した「多様な正社員」の円滑な導入・運用に向けて』

#### 【上記パンフレットの確認方法は…】

「多様な正社員」「厚労省」で検索すると、上記のパンフレットが確認できる URL が表示されます！ ぜひご確認を！

私事ですが、結婚して直ぐの頃に勤めた歯科医院の院長から「結婚して家事と仕事の両立は大変だろう」と通常の正社員が 19 時半までの勤務であるところを、17 時までの勤務での正社員とし、給与も安定した方が良かったらと月給で雇用してもらった経験があります。夕刻からが一番忙しい時間帯の職場にも関わらず、私生活に配慮し雇用してもらったことに、助けられ勤務を続けることが出来ました。今思えば『多様な正社員』雇用だったのだと思います。先生の配慮に応える気持ちもあり、モチベーション高く勤務を続けた事を覚えています。

人材不足が問題となる現在、正社員と非正規社員といった二極化を柔軟に考え、労使双方にとって望ましい働きやすい環境を柔軟に考え、多様な働き方の導入を検討してみたいかがでしょうか。

**4月から対象事業主範囲が拡大  
障害者雇用納付金制度**

森本 雅子

近年、障害者雇用の需要が高まってきています。障害者を雇用するにあたり、施設や設備の改善を行うことによって事業主は経済的な負担を伴うこともある為、常時雇用労働者数の2%以上の障害者雇用義務を守っている会社とそうでない会社とは経済的負担のアンバランスが生じます。



この負担を調整すると共に、障害者雇用の促進を図る目的で「障害者雇用納付金制度」が設けられています。

障害者雇用率 2%未達成の事業主からは納付金(不足人数一人当たり月額 50,000 円\*現在 40,000 円の減額特例あり)を徴収し、達成している事業主には調整金や報奨金、各種助成金を支払うしくみです。

この制度の対象は現行では常時雇用労働者数 200 人超の事業主ですが、27 年 4 月より 100 人超の事業主へと対象が拡大されます。常時雇用労働者数は所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の短時間労働者は 0.5 人としてカウントします。

障害者人数については週所定労働時間が 30 時間以上の重度障害者の場合は 1→2 名で数えるなどカウントの決まりがあります。仮に試算してみましょう。例えば 4 月から新たに対象となった常時雇用労働者数 150 人の事業主が、一人も障害者を雇用できていない場合、150 人の 2%である 3 名分の納付金(年間 1,440,000 円)の支払が必要となります。

また実雇用率の低い会社に対しては、雇入れ計画作成などの行政指導がなされた上、改善がみられない場合は会社名が公表されるなど厳しい措置がなされます。

前例の会社が 3 名以上の障害者雇用を達成した場合は、超えて雇用している障害者数に応じて一人につき月額 27,000 円の障害者雇用調整金が支給されます。

厚生労働省の平成 25 年統計によると、民間企業の障害者実雇用率は 1.76%、法定雇用率達成企業割合は 42.7%となっています。法定雇用率の2%には届かないものの、雇用者数は 10 年連続で過去最高を更新しています。

対象事業主拡大に伴い、障害者の採用競争が起きることも想定されます。4 月から対象になる会社は、早めに障害者雇用の計画を立てて、具体的な取り組みを行っていくことが重要になってきます。



ハローワークでは障害者雇用の相談窓口を設け、障害者と企業との間をつないでいます。また助成金制度も多く、ハローワーク等の紹介により障害者を雇用した際に支給される「特定求職者雇用開発助成金」、雇入れた障害者が容易に業務を行えるように配慮された施設等の整備にかかった費用の一部助成などがあります。

会社の新たな取り組みにより、障害者の方々が活躍できる場が増えれば、全体的な就業率もアップしますね。

障害者雇用納付金制度や助成金については、「高齢・障害・求職者雇用支援機構」の HP で詳しく案内されています。

<http://www.jeed.or.jp>

えん  
ビジストの”縁”めぐり

日頃たいへんお世話になっておりますビジストの大切なお客様の会社を紹介してまいります。

知られざるユニークな商品や興味深い事業内容を皆様に知っていただくことで、お客様同士の”縁”が繋がれば、との思いを込めて…。

(縁 003 番)

会社名 株式会社 大阪国際会議場

事業内容 貸会議場・ホールの運営

所在地 大阪市北区中之島



中之島の川沿いのモダンな外観が目惹く「グランキューブ大阪」。コンサートなどのイベントや会議でご利用された方もたくさんいらっしゃるでしょう。グランキューブ大阪を運営する「株式会社大阪国際会議場」では会議室だけではなく、貸展示場も完備しており、講演会、研修、会議から新商品の発表会、またイベントホールを利用した大規模なイベント等、お客様のニーズに合ったご利用方法でご活用いただけます。プロジェクターやマイクなど、当日必要な備品、昼食やコーヒープレイクのケータリングサービスで主催者の負担を軽減する運営のサポートが好評です。

ただ今グランキューブ大阪では「会場利用料金の特別割引キャンペーン」を実施中!

150㎡以上の会場を対象に

2015 年1月4日～2月28日までのお申込で

2015 年2月28日までに利用される場合

施設利用料金の特別割引として

**4時間まで3割引、5時間以上で半額**

\*150㎡未満の会場は通常料金となります。

お申込・お問合せは下記までお気軽に…。

<http://www.gco.co.jp>

このキャンペーンを機会に、是非一度快適な会場をご体験下さい!

\*次号の”縁”めぐり先のお客様を大募集中!

ビジストスタッフまで是非ご連絡下さいませ。

## ビジスタッフの**非**日常！

### 娘が成人式を迎えました

大西 美佳

去年、娘は二十歳になり、先月成人式を迎えることができました。娘が2歳のときに離婚したのですが、その頃は自分がずっと働いてこの子をちゃんと育てていけるのだろうか、不安で眠れない夜もありました。

3歳のときには、実家近くで二人暮らしをスタートさせ、保育所に預け、梅田にあった前職の会社で働いていました。

社長も私の立場を理解し、応援してくれていた居心地の良い会社でしたが、やはり事務職というポジションで、収入をあげていくことは困難でした。経済的理由で希望する進路を選択できない、大学進学ができないなどということは、絶対にさせたくなかったのです。そんなあるとき、社労士という仕事を知りました。独立できる、これしかない!と思いました。いままでOLしかしたことがない自分が、どうしてできると思ったのか今でもわかりませんが、とにかくこれで何とかなる。ダメでもともと、やれるチャンスがあるなら、挑戦しようと思えたのです。

30歳から夜の資格予備校通いが始まりました。初年度30万円ほど学費がかかりました。自分のことに高額な投資をした初めての経験。結局、3年かかって合格しましたので、投資額は100万円を超えました。

まったくの顧客ゼロからスタートし、本当にいろいろな方のご縁と、ご支援で、今日があります。

独立というのは、まず、誰も仕事を教えてくれません。しかし、勉強会や、同じ支部の先輩社労士の方が、こうやって営業したらいいよ

、これを提案したらいいよ、ご自分の作った業務案内チラシを見せてくれたりと、本当に親切に無償で教えて頂きました。

また、お客様に関しては、実績のほとんどない私を信じて、契約してくださる方がいるということが、大変うれしく、また、精一杯その期待に応えていきたいという思いで、やってきました。

同業以外にも、税理士、司法書士など土業の知り合いからのご紹介をいただくことで、少しずつ仕事が広がっていきました。

いま、12年目を迎えることができたのも、いろいろな方のサポートがあったからこそです。これからは、私が先輩方やいろんな方に助けてもらってきたことを、して頂いた方にお返ししていくことと、後輩となる方に、私の知っていることは伝えていきたいと思っています。娘を大学に行かせるために、独立しようと思ったその目的は、2年前に達成することができて本当にうれしかったです。

そして、20歳になり、大人への仲間入りができたこと、感無量です。「お母さん勉強がんばって、勉強終わったら遊んでね」という小さい頃に書いてくれた手紙やメモ、保育所時代に作った作品など保管していますが、宝物です。

ここまで頑張ってきたのも、この小さな一人では生きていけない娘を私が守らなくてはいけないという気持ちからだけでした。何もできない子供が、こんなにも親に勇気をくれる存在でいてくれることがありがたいですね。これからは自分の足でやりたいことに挑戦して羽ばたいて行って欲しいです。



## ソウル

磯部 和代

ソウルに2泊一いつてきました。ソウルは大好きな街で何度か行っています。女性の友人と行くときは買い物とマッサージ、食事が中心です。

今回は、主人と行ったので食事中心となりました。



仕事をしてから夜11時頃ソウルに到着しました。氷点下-7度ですが、体感-10度で、吐く息が白くなりました。今回は、いつも宿泊する南大門や東大門近くではなく、川を越えた江南地区に宿泊しました。ソウルではビルが立ち並び東京でいえば丸の内という感じでしょうか。ホテルにチェックインしてから近くの店でまずは海鮮チヂミを頂きます。お店のお母さんが作ってくれたほかほかチヂミ大変おいしいです。



続いてランチには、絶対食べたかったカニのしょうゆ漬けを頂きました。これは大変おいしくて今思い出してもまた食べたいです。



最後は肉でしょ!ということで韓国と言えばお肉ですね。どこの店も店固有のおかずが山ほどついてくるのが、本当に素晴らしい!肉と野菜のバランスが良い食事ができて、しかもおいしい韓国は気軽にいける海外ですね。

## 第1回！

平井 佳代子

新入りの私も、貴重な枠をいただいて、記事を書かせていただくことになりました。皆様から親しんでいただけるようなものを、発信できればと思っています。

初回は、私が、育てている観葉植物を紹介したいと思います。

昨年夏に購入。我が家の仲間入りを果たしたモンステラ。部屋の温度が最適なのか、葉っぱが次々と生え、根?茎?が変なところからグングン伸びてこの有様です。(写真右より)

これって切ってもいいのでしょうか? 植物に詳しい方いらっしゃいましたら、教えてください。



次に紹介するのが、3ヶ月前メンバー入りを果たしたサボテンです。巷で多肉植物やサボテンを育てるのが流行っているの、いつかそれらの寄せ植えをしてみたいなあと思っていたのですが、

十数年前、育てていたサボテンを 枯らしてしまったことがあり、なかなか栽培に踏み切れませんでした。当時は、サボテン育てるのなんて簡単!と思っていたのですが、水をやり過ぎたのか、美しい球体が、ブヨブヨの永沢君 (@ちびまる子ちゃん) 形に。。

練習で1つ購入してみることにしました。購入先は、100円均一です。100均って、植物も売っているのですね。そんなサボテンさん、ふつうの育て方ではないのです!!(水のやり過ぎで失敗したのに)水耕栽培なんです。購入時は、土に植わっていました。慎重に鉢から外し、根っこについた土を丁寧に払い、洗って乾燥させ、根の先端を少しカットします。サボテンには、これまでの土での生活を忘れてもらいます。根の部分だけが水に浸かるグラスに(こちらでも100均で購入したショットグラスです。100均ってなんでもあるんですね)入れて完成です。カットした根が少し伸びてきて今のところ順調に育っているようです。

現在は、この植物たちと生活しています。今後も素敵な仲間を少しずつ増やしていけたらなあと思っています。



## ヒトに関するご相談は『ビジネススタイリスト』へ

いつもビジネススタイリストをご活用いただきまして、誠にありがとうございます!

私たちは人事労務に関するスペシャリストとして、皆様に色々なサービスをご提供しております。



## 給与計算代行サービス



## 社会保険手続代行サービス



## 適性検査提供サービス (採用・教育・メンタルヘルス)



## 教育研修 (新卒・管理職・マナー・労務管理対策等)



## メンタル相談窓口提供サービス

部下のやる気と成果を引き出す ★助成金対象の研修です！！  
**実践型リーダーシップ研修 第3期**



～最強組織をつくる為のリーダーシップ研修～

第2期終了！  
 大変ご好評をいただいております！  
 裏面「受講者の声」もご覧ください。

□ 実践型リーダーシップ研修とは・・・

対象： 管理職、次期管理職、リーダー、リーダー候補者など

優れたリーダーとはどのような人物のことをいうのでしょうか？  
 いいリーダーシップとはどのようなことを指すのでしょうか？

会社にいる以上、**成果を出す**ことは常に求められます。

管理者であるあなたは**部下の育成・教育**もしていかないといけません。

この講座では、「**リーダーシップ**」を発揮するために必要な  
 ポイントを、**グループワーク**や**個人ワーク・ロールプレイング**  
 を通して**重点的に強化**します。

そして、受講後のフォローにより**日常現場での活用**をサポートします！！

実践型リーダーシップ研修  
 8つのコミュニケーションスキル



☞ 緊急告知！

**第3期 研修開講**

定員  
10名！

残席  
5名！

受講料

※全4日間の受講料となります。

面談・診断費用を含む

①1名様申込みの場合  
**120,000円/人**

②顧問先様の場合

~~120,000円/人~~  
**100,000円/人** お得！

※受講料はお引き落とし、もしくはお振込みになります。

	日付	時間	タイトル
第一回	4月23日(木)	10:00-17:00	①「聴く」スキル ②「質問する」スキル
第二回	5月21日(木)	10:00-17:00	③「褒める」スキル ④「叱る」スキル
第三回	6月25日(木)	10:00-17:00	⑤「伝える」スキル ⑥「指示を出す」スキル
第四回	7月23日(木)	10:00-17:00	⑦「報告を受ける」スキル ⑧「会議する」スキル

**会場：(株)ビジネススタイリスト(セミナールーム)**

※お申し込みいただいた方には、ご確認後、開催前に研修会場案内図をFAX送信いたします。

※地下鉄長堀橋駅直結

セミナーお申込は **FAX 06-6210-5638**

【お問い合わせ】  
 TEL:06-6210-5635  
 担当：尾崎、大西

貴社名	担当者ご芳名 (お役職)	( )
TEL / FAX	参加者氏名	( 名 )
ご住所	担当者メールアドレス	

※申込書にご記載いただきました内容は、個人情報保護法に関する法令を順守し、講座の目的以外で利用することはありません。

SRB0016

## 実践型リーダーシップ研修1期生.2期生の方の声です

### 受講者の声

研修を受けたことで、自分がリーダーであるのに部下の方を見ていなかったことに気づいた。部下を成長させる目線で接するようになった。

今までは、すぐにカッとなり、感情的に怒ってしまうことが多かったが、叱るスキルを学び、叱り方で部下の行動に変化が見られることを知った。

相手の良いところに目を向ける事の大切さを知った。褒めることを意識して実行したことで、部下のやる気に変化が見えてきた。

今までの自分の伝え方に問題があったことに気づいた。相手に伝わるように伝えるにはどうするかと考えるようになった。

指示を出すスキルを学び、部下に対してフィードバックを実践したところ、部下が自分から積極的に行動してくれるようになった。

会議するスキルを学び体験したことで、効率的な会議のあり方を知った。これからはみんなで良い会議を作っていきたい。



**即実践で効果が見える! 教育研修のご依頼は『ビジネススタイリスト』へ**